

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法	
		固定金利方式			利率見直し方式					
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %			
一般貸付	一般会計債	公共事業等	—			—			機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		道路	20	5	1.300	20	5	0.800		
		学校教育施設等整備(太陽光発電整備)	15	3	1.000	15	3	0.800		
		社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3	0.800		
		公営住宅	25	5	1.500	25	5	0.900		
		教育・福祉施設等整備事業	—			—				
		学校教育施設等整備事業	—			—				
		義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	1.500	25	3	0.800		
		幼稚園その他の学校施設等	25	3	1.500	25	3	0.800		
		社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3	0.800		
一般廃棄物処理事業	30	5	1.700	30	5	0.900				
一般貸付	一般会計債	一般単独	—			—			機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		一般	—			—				
		地域総合整備資金貸付事業	20	5	1.300	20	5	0.800		
		被災施設復旧関連事業	30	5	1.700	30	5	0.900		
		河川等	20	5	1.300	20	5	0.800		
		臨時高等学校改築等	30	5	1.700	30	5	0.900		
		出資金・貸付金・負担金	30	5	1.700	30	5	0.900		
		地域活性化	30	5	1.700	30	5	0.900		
		防災対策	20	5	1.300	20	5	0.800		
		地方道路等整備	20	5	1.300	20	5	0.800		
一般貸付	一般会計債	合併特例	—			—			機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		緊急防災・減災事業	30	5	1.700	30	5	0.900		
		公共施設等適正管理推進	30	5	1.700	30	5	0.900		
		緊急自然災害防止対策事業	30	5	1.700	30	5	0.900		
		脱炭素化推進事業	30	5	1.700	30	5	0.900		
		こども・子育て支援事業	25	3	1.500	25	3	0.800		
		辺地及び過疎対策事業	—			—				
		辺地対策事業	—			—				
		簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	1.700	40	5	0.900		
		上記以外の施設	30	5	1.700	30	5	0.900		
一般貸付	一般会計債	過疎対策事業	—			—			機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	1.700	40	5	0.900		
		出資及び上記以外の施設	30	5	1.700	30	5	0.900		
		過疎地域持続的発展特別事業	12	3	0.800	12	3	0.700		
		臨時財政対策債	—			—				
		都道府県・指定都市に対する貸付け	—	—	—	30	3	0.900		
		上記以外の地方公共団体に対する貸付け	—	—	—	20	3	0.800		
		水道	—			—				
		上水道	30	5	1.700	40	5	0.900		
		簡易水道	—			—				
一般貸付	一般会計債	交通	—			—			基準利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		一般交通	—			—				
		バス	5	1	0.400	—	—	—		
		電車	13	3	0.800	13	3	0.700		
		車庫・営業所	20	5	1.300	30	5	0.900		
		連絡船	15	3	1.000	15	3	0.800		
		高速鉄道	30	5	1.700	40	5	0.900		
		病院	—			—				
		病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	1.700	30	5	0.900		
		その他の	10	2	0.600	10	2	0.500		
一般貸付	公営企業債	下水道	30	5	1.700	40	5	0.900	基準利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		工業用水道	30	5	1.700	40	5	0.900		
		電気	—			—				
		水力発電	30	5	1.700	30	5	0.900		
		廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	1.000	15	3	0.800		
		風力発電	17	3	1.100	17	3	0.800		
		太陽光発電	25	5	1.500	25	5	0.900		
		港湾整備	—			—				
		埋立	30	5	1.850	40	5	1.100		
		上屋・倉庫・貯木場	30	3	1.850	31	3	1.050		
一般貸付	公営企業債	荷役機械・引船	17	3	1.300	17	3	1.000	機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還
		介護サービス	30	5	1.700	30	5	0.900		
		市場	30	5	1.700	40	5	0.900		
		と畜場	30	5	1.700	30	5	0.900		
		観光施設	—			—				
		水族館・動物園等の建築物	18	3	1.350	18	3	1.000		
		上記以外の施設	10	3	0.850	10	3	0.650		
		駐車場	20	3	1.300	20	3	0.800		
		産業廃棄物処理	10	3	0.850	10	3	0.650		
		同恵・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸付に振り替える日	0.700	—				

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び同据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害復旧資金貸付金分に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法			
		固定金利方式			利率見直し方式							
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %					
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公共事業等	—	—	—	—	—	機構特別利率	半年賦 元利均等償還 又は 半年賦 元金均等償還		
			道路	20	5	1.300	20	5			0.800	
			学校教育施設等整備(太陽光発電整備)	15	3	1.000	15	3			0.800	
			社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3			0.800	
			公営住宅	25	5	1.500	25	5			0.900	
			教育・福祉施設等整備事業	—	—	—	—	—			—	
			学校教育施設等整備事業	—	—	—	—	—			—	
			義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	1.500	25	3			0.800	
			幼稚園その他の学校施設等	25	3	1.500	25	3			0.800	
			社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3			0.800	
			一般廃棄物処理事業	20	3	1.300	20	3			0.800	
			一般単独	—	—	—	—	—			—	
			一般	—	—	—	—	—			—	
			地域総合整備資金貸付事業	20	5	1.300	20	5			0.800	
			被災施設復旧関連事業	30	5	1.700	30	5			0.900	
			河川等	20	5	1.300	20	5			0.800	
			臨時高等学校改築等分	30	5	1.700	30	5			0.900	
			出資金・貸付金・負担金	30	5	1.700	30	5			0.900	
			地域活性化	30	5	1.700	30	5			0.900	
			防災対策	20	5	1.300	20	5			0.800	
			地方道路等整備	20	5	1.300	20	5			0.800	
			合併特例	—	—	—	—	—			—	
			緊急防災・減災事業	30	5	1.700	30	5			0.900	
			公共施設等適正管理推進	—	—	—	—	—			—	
			緊急自然災害防止対策事業	—	—	—	—	—			—	
			脱炭素化推進事業	—	—	—	—	—			—	
			辺地及び過疎対策事業	—	—	—	—	—			—	
			辺地対策事業	—	—	—	—	—			—	
			簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	1.700	40	5			0.900	
			上記以外の施設	30	5	1.700	30	5			0.900	
			過疎対策事業	—	—	—	—	—			—	
			簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	1.700	40	5			0.900	
			出資及び上記以外の施設	30	5	1.700	30	5			0.900	
			過疎地域持続的発展特別事業	12	3	0.800	12	3			0.700	
			臨時財政対策債	—	—	—	—	—			—	
			都道府県・指定都市に対する貸付け	—	—	—	30	3			0.900	
			上記以外の地方公共団体に対する貸付け	—	—	—	20	3			0.800	
			水	—	—	—	—	—			—	
			上水道	30	5	1.700	40	5			0.900	
			簡易水道	—	—	—	—	—			—	
			交通	—	—	—	—	—			—	
			一般交通	—	—	—	—	—			—	
			バス	5	1	0.400	—	—			—	
			電車	13	3	0.800	13	3			0.700	
			車庫・営業所	20	5	1.300	30	5			0.900	
			連絡路	15	3	1.000	15	3			0.800	
			高速鉄道	30	5	1.700	40	5			0.900	
			病院	—	—	—	—	—			—	
			病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	1.700	30	5			0.900	
			その他	10	2	0.600	10	2			0.500	
			下水道	30	5	1.700	40	5			0.900	
			工業用水	30	5	1.700	40	5			0.900	
			電気	—	—	—	—	—			—	
			水力発電	30	5	1.700	30	5			0.900	
			廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15	3	1.000	15	3			0.800	
			風力発電	17	3	1.100	17	3			0.800	
			太陽光発電	25	5	1.500	25	5			0.900	
			港湾整備	—	—	—	—	—			—	
			埋立	30	5	1.850	40	5			1.100	
			上屋・倉庫・貯木場	30	3	1.850	31	3			1.050	
			荷役機械・引船	17	3	1.300	17	3			1.000	
			介護サービス	30	5	1.700	30	5			0.900	
			市場	30	5	1.700	40	5			0.900	
			と畜場	30	5	1.700	30	5			0.900	
			観光施設	—	—	—	—	—			—	
			水族館・動物園舎等の建築物	18	3	1.350	18	3			1.000	
			上記以外の施設	10	3	0.850	10	3			0.650	
			駐外車場	20	3	1.300	20	3			0.800	
			産業廃棄物処理	10	3	0.850	10	3			0.650	
			同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて	原則として長期貸付に振り替える日	0.700	—	—			—	基準利率

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元利均等償還」かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金・負担金」については、東日本大震災に係る災害復旧資金貸付金に限る。(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金・負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付の対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本案により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特別事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。本案により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付の償還期限及び据置期間とする。

貸付の種類	貸付対象事業	貸付条件						利率の種類	償還の方法					
		固定金利方式			利率見直し方式									
		償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %	償還期限 年以内	据置期間 年以内	利率 %							
一般貸付	一般会計債	公共事業等	—			—			機構特別利率	半年賦 元金均等償還 又は 半年賦 元金均等償還				
		道	20	5	1.300	20	5	0.800						
		学校教育施設等整備 (太陽光発電整備)	15	3	1.000	15	3	0.800						
		社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3	0.800						
		営福祉住宅	25	5	1.500	25	5	0.900						
		教育・福祉施設等整備事業	—			—								
		学校教育施設等整備事業	—			—								
		義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	1.500	25	3	0.800						
		幼稚園その他の学校施設等	25	3	1.500	25	3	0.800						
		社会福祉施設整備	25	3	1.500	25	3	0.800						
		一般廃棄物処理事業	20	3	1.300	20	3	0.800						
		一般単独	—			—								
		一般	—			—								
		地域総合整備資金貸付事業	20	5	1.300	20	5	0.800						
		被災施設復旧関連事業	30	5	1.700	30	5	0.900						
		河川等分	20	5	1.300	20	5	0.800						
		臨時高等学校改築等分	25	3	1.500	25	3	0.800						
		出資金・貸付金、負担金	30	5	1.700	30	5	0.900						
		地域活性化 防災対策	30	5	1.700	30	5	0.900						
		地方道路等整備	20	5	1.300	20	5	0.800						
		合併特例 緊急防災・減災事業	30	5	1.700	30	5	0.900						
		公共施設等適正管理推進 緊急自然災害防止対策事業												
		辺地及び過疎対策事業	—			—								
		辺地対策事業	—			—								
		簡易水道施設・下水道処理施設	30	5	1.700	40	5	0.900						
		上記以外の施設	30	5	1.700	30	5	0.900						
		過疎対策事業	—			—								
		簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設	30	5	1.700	40	5	0.900						
		出資及び上記以外の施設	30	5	1.700	30	5	0.900						
		過疎地域持続的発展特別事業	12	3	0.800	12	3	0.700						
		臨時財政対策債	—			—								
		都道府県・指定都市に対する貸付け	—	—	—	30	3	0.900						
		上記以外の地方公共団体に対する貸付け	—	—	—	20	3	0.800						
		公営企業債	一般会計債	水道	—			—			基準利率			
				上水道	30	5	1.700	40					5	0.900
				簡易水道	—			—						
				交通	—			—						
				一般交通	—			—						
				バス	5	1	0.400	—					—	—
				電車	13	3	0.800	13					3	0.700
				車庫・営業所	20	5	1.300	30					5	0.900
				連絡船	15	3	1.000	15					3	0.800
				高速鉄道	30	5	1.700	40					5	0.900
				病院	—			—						
				病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎	30	5	1.700	30					5	0.900
その他	10			2	0.600	10	2	0.500						
下水道	30			5	1.700	40	5	0.900						
工業用水道	30			5	1.700	40	5	0.900						
電気	—			—										
水力発電	30			5	1.700	30	5	0.900						
廃棄物発電・ごみ固形燃料発電	15			3	1.000	15	3	0.800						
風力発電	17			3	1.100	17	3	0.800						
太陽光発電	25			5	1.500	25	5	0.900						
ガス	—			—										
港湾整備	—			—										
埋立	30			5	1.850	40	5	1.100						
上屋・倉庫・貯木場	30			3	1.850	31	3	1.050						
荷役機械・引船	17			3	1.300	17	3	1.000						
介護サービス	30			5	1.700	30	5	0.900						
市場	30			5	1.700	40	5	0.900						
と畜場	30			5	1.700	30	5	0.900						
観光施設	—			—										
水族館・動物園等の建築物	18			3	1.350	18	3	1.000						
上記以外の施設	10			3	0.850	10	3	0.650						
駐車場	20			3	1.300	20	3	0.800						
産業廃棄物処理	10			3	0.850	10	3	0.650						
同意・許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に振り替える日			0.700			基準利率				

備考1 上記に掲げる利率は、「半年賦元金均等償還」、かつ利率見直し方式は「10年ごと見直し」(ただし、償還期限10年以内の事業は「5年ごと見直し」とする。)である場合の、各事業ごとの最長償還期限及び据置期間のものである。

備考2 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策及び令和2年7月豪雨対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(関連))については、「30年以内」とする。

備考3 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考4 「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害復旧資金貸付金に限り、(償還期限15年以内、据置期間8年以内)

備考5 「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考6 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考7 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)

備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び据置期間とする。本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。